

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目  
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目の区分		科目名	合計必要 単位数	履修年次	履修登録 の必要 (注1)	備考	
教育職員免許法施行規則第六十六の六に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2	1	○	教養教育科目の領域科目。	
	体育	健康スポーツ科学	2	1	○	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。	
		スポーツ実習A					
		スポーツ実習B					
		スポーツ演習					
	外国語コミュニケーション	コミュニケーションIA	2	1	×	教員免許取得に際しては2単位で足りるが、口腔保健学専攻を卒業するためには、すべての単位を修得する必要がある。	
		コミュニケーションIB					
		コミュニケーションIIA					
		コミュニケーションIIB					
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	情報・データ科学入門	2	1	×	いずれかの科目を履修し、2単位以上修得すること。 ※夜間授業時間帯にのみ開設される	
情報活用演習		※		○			
情報活用概論		1		○			
コンピュータ・プログラミング				○			
合計単位数			8				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の思想と原理	2	1~3	○	偶数年度(西暦)開講	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職入門	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育と社会・制度	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	児童・青年期発達論	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2				
徒道指導、総合的な学習の時間等に関する科目内容及び生徒	道徳教育指導法	道徳教育指導法	2	○	○	奇数年度(西暦)開講	
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	総合的な学習の時間の指導法	1				奇数年度(西暦)開講
		特別活動指導法	2				
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論及び情報活用教育論	2				偶数年度(西暦)開講
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2				
	関する実践科目	養護実習 [養護実習に係る事前事後指導1単位を含む]	養護実習指導論				5
養護実習				4			
教職実践演習		教職実践演習(養護教諭)	2	4			
合計単位数			29				

**養護教諭一種免許取得に必要な履修科目**  
**(口腔健康科学科口腔保健学専攻)**

科目の区分		科目名	合計必要 単位数	履修年次	履修登録 の必要 (注1)	備考
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	口腔衛生学	2	2	×	
		衛生学・口腔衛生学実習	1	2	×	(注2)
		社会歯科学	1	2	×	(注2)
		衛生行政	1	2	×	
		衛生学・公衆衛生学	1	2	×	
	学校保健	口腔保健教育学	1	2	×	
		学校歯科保健教育論	1	3	×	
		学校保健演習Ⅰ	1	3	○	
		学校保健演習Ⅱ	1	3	○	
		スポーツ歯科・顎関節症保健学	1	3	×	
	養護概説	養護概説	2	3	○	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	臨床心理学	1	3	×	(注2)
		口腔保健カウンセリング実習	1	3	×	
		健康相談	1	3	○	
	栄養学(食品学を含む。)	基礎栄養学	2	2	×	
		栄養指導学演習(食品学を含む。)	1	2	×	
	解剖学・生理学	解剖学・口腔解剖学	2	1	×	
		歯の形態学	1	2	×	(注2)
		口腔科学基礎	1	2	×	(注2)
		生理学・口腔生理学	2	1	×	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病理学・口腔病理学	2	2	×	(注2)
		薬理学・歯科薬理学	2	2	×	
		微生物学・口腔微生物学	2	2	×	
		免疫学	1	2	×	
	精神保健	精神科学	1	3	○	
		精神保健学	1	3	○	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	総合医科学	2	3	×	
		看護学Ⅰ	1	2	×	
		看護学ⅡA	1	2	×	
		看護学ⅡB	1	2	×	
		看護学Ⅲ	2	3	○	
		看護学演習	1	2	○	
		基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1	3	○	
小児科学		1	3	○		
合計単位数			44			

(注1) 「履修登録の必要性」欄の○は学生自身で履修登録が必要であることを、×は必要ないことを表す(×の科目は口腔保健学専攻の必修科目であり、履修登録を大学で行うため)。  
ただし×の科目であっても、再履修の場合は学生自身による履修登録が必要である。

(注2) 教員の免許状取得科目のための選択科目であるが、口腔保健学専攻を卒業するためには単位を修得する必要がある。